

平成30年度（2018年度）—第34期—

社会福祉法人 障友会 事業計画(案)

社会福祉法人 障友会

(はじめに一私たちをとりまく情勢)

社会福祉法の改正、社会福祉法人制度の改革が本格実施されて1年がすぎました。

新制度に慣れないまま、何かとあわただしい1年でしたが、ひととおりのサイクルを経て、ようやく落ち着いてきた感があります。

法改正によって、当法人は社会福祉充実残額を有する社会福祉充実計画策定法人に認定されました。そのため平成29年度からむこう5年内の何らかの事業実施を義務づけられることになりましたが、幸いにも先行して議論していただいていた「第2次中・長期事業計画検討委員会」による計画の一部を、そのまま当法人の充実計画として行政庁に届出、承認されたところです。

社会福祉法人への課税議論がいまだにくすぶっています。国の財務省等からの圧力が完全に消失したわけではなく、折につけ再燃しているようです。

一連の社会福祉法人改革の実施が議論の制御につながるようになっていましたが、事はそんなに単純ではなさそうです。全国社会福祉協議会の経営者協議会はひきつづき強い危機感を抱いています。社会福祉法人の責務とされた「地域公益活動(事業)」を全ての社会福祉法人がやりぬくことで社会福祉法人の存在感と有益性を示し、「みんなでのりこえよう」との姿勢です。

本来の社会福祉の公的性議論を棚上げした、まるで「条件闘争」の様相を呈しています。制度の先行既成事実化が進む中ではもはや現実的な対応が求められる状況にあるのでしょうか。

堺市内にも多数の「事業所」が設置されました。日中活動支援事業所は今日100ヶ所にもおよび、児童の放課後等デイサービス事業所は優に110ヶ所を超えていると聞きます。そして日々さらに増加の一途です。

新規開設の案内、宣伝チラシ等が当法人にもよく寄せられます。営業活動のようなスタッフの来訪もしばしばです。最近では運営の厳しいグループホームの「入居案内」さえ目にするところです。

新規開設の運営者は圧倒的に営利法人です。平成12年の社会福祉法改正により社会福祉への参入規制が大きく緩和されたためです。「個人」でない「何らかの法人」であれば誰でもが参入できるようになった結果です。

以来、施設、事業所は急増です。不足がちであった障害者福祉の基盤整備には大きな効果がありました。「利用待機」はもはや昔のはなしで、いわば「選べる時代」になりました。

が、その反面、需要と供給のバランスが崩れ、一部の事業分野では障害当事者不在の利用者の争奪戦まがいが日常化しているとさえ聞き及びます。無責任な突然の事業所廃止も散見されます。

規制緩和の功をはるかに超えた、いきすぎた罪、社会福祉の商業化というべきでしょうか。はたして、今日のこのようなわが国の社会福祉のありようを、私たちはどのようにみるべきなのでしょう。

30年度からの事業報酬が改定されました。

障害福祉分野は全体的に前年度比0.47%の増額予算とのこと。とはいえ、報酬の構造には多くの「加算」が設けられました。あまつさえ基本報酬にも運営実績による「格差制」が導入されました。運営努力を重ねて「加算」をとり、より上位の基本報酬を受けないと従来の報酬額には至らないという仕組みです。その意味では実質的に「減額」の感覚でしかありません。

社会福祉の成果主義とでも言うのでしょうか、施設、事業所の運営に、又、利用者支援に、目に見える成果を強いるような今般の報酬改定の実相です。

これまで、私たちは、児童から高齢者福祉に至るまで、基本報酬の充実をこそ求めてきました。そしてそのことによって施設、事業所の経営の安定化を図り競争や成果主義とは無縁な社会福祉、適切な利用者支援の確保を公的責任の名において担保されることを願い、訴えてきました。

しかし、事態は全く逆の方向です。この先、わが国の社会福祉は一体どのようなスタイルになってゆくのでしょうか。憂慮に絶えません。

平成30年度各事業の運営方針(案)

平成30年度も成人知的障害者の日中における諸活動、地域社会での継続した暮らしを支援し、それらの暮らしがより豊かで生きがいのあるものとなるような支援、援助に努めます。

1) 日中活動支援事業

合計223名の利用者の日中の暮らしや、活動の場として6か所の事業所を準備し各利用者の心身の状況やニーズに応じた支援、援助を提供します。

日々、住まいの場から日中活動の場に通い、仲間たちと共に働き、又、活動する。そして夕刻、ふたたび住まいの場に帰宅(所)する。という人間としてのあたりまえな日々の普通の暮らしを保障しその実現を支援します。日中活動は「利用者のニーズ」に立脚した多様な取り組みや「機会」を準備し、利用者にとって喜びや生きがいの大きく多いものになるよう努めます。

活動内容の選択は可能な限り利用者ファーストを原則とします。

2) 地域生活支援事業

① ショートステイ機能を新築、定員増等により拡充します。

利用者の家族にどのような事態が発生しても利用者がひきつづき地域社会で暮らし続けることができるようショートステイ事業により支援します。

明日への活力につながる、家族のひとときの休息を保障する場とするとともに、成年である利用者の、家族から離れた暮らしの体験の場としてもショートステイを位置付けそれらの実現を支援します。夜間、休日等における家族の緊急事態にも適切に対応し、利用者や家族の安心、安全を守ります。

② グループホーム事業を拡充します。様々な事情によって家族との暮らしが困難になった利用者が、引き続き地域社会で暮らし続けることができるよう本事業を通じて支援します。又、可能な限り利用者のニーズに応じ、普通の暮らしに近いスタイルのグループホームの運営に努めます。そのため各ホームの運営管理体制を強化し、支援者の資質の向上に努めます。

③ 地域生活支援

一定の生活力があり、かつ暮らしの場としてグループホームを選択利用しない利用者についても個々の利用者のニーズに応じて安心、安全な地域生活の継続を支援、援助します。

3) 相談支援事業

法人の2カ所の相談支援事業所の役割を最大限発揮できるように努めます。日常的に利用者や家族に寄り添いながら、利用者の日々の心身の状況、家族の状況、諸事情等を適切に把握し、それらから発生する諸ニーズに即応します。

又、各利用者のライフステージに応じた暮らしのあり方等をともに考え、よりよいライフスタイルの実現に尽力します。利用者、家族の安心、安全でより豊かな暮らしを支えます。

各事業の運営方針を支える支援等の考え方

1) 人権擁護、対等平等の支援

利用者の、人間としての尊厳を尊重し、人権擁護の取り組みを一層強化します。支援者のいわゆる上から目線、強い者目線や言動を排除し、利用者との対等平等、同じ高さ目線で関係づくりに努めます。そのため、適切な職場研修を強化推進するとともに、日常的に業務の内容や利用者との関係性、コミュニケーションの在り方等をふりかえり、検証する機会を増加させます。

職員が相互に指摘しあえ、助言しあえる職場関係、職場風土の醸成に努めます。

2) あたりまえで生きがいのある生活の支援

あたりまえで生きがいのある日中のくらしや「暮らしの場」の実現のため職員の人権意識の向上や価値観の醸成、共有に努めます。又、利用者個々人の障害特性や長所、強み等を理解し、適切な支援につながるスキルの獲得、総合的な支援力、現場力の向上を目指した取り組みを強めます。

利用者一人ひとりのこれまでの半生に思いをはせ、想像し、又、共感できる力を養うことで日々の支援に生かすことができるような取り組みも実施します。

3) 安心、安全を提供する支援

安心、安全な日々を送ることができるよう一層努力します。

日々が発生する「ヒヤリ・ハット」や傷病、事故等をしっかりと受け止め分析し職員相互に知恵を出しあって対策を講じ、もって再発の防止に努めます。

「大事に至らなかった、予防的に対応できた」等の好事例（キラリ・ホット）を評価しあうことでも職員の事故防止への意識や感性の向上に努めます。

4) 高齢化、要介護化、医療ニーズに対応する支援

高齢化、要介護化に対し、一人ひとりの状態に丁寧に真摯に向き合います。利用者の立場や心身の状況があるがままに受け止め利用者気持ちの負担をかけない支援に取り組みます。

物理的な環境の整備も行い、合理的配慮のある支援に取り組みます。又、一人ひとりの医療ニーズに対しても可能な限り適切に対応します。日頃のバイタルチェックや見守り、健康診断等の諸情報を職員が共有し、傷病の予防に生かせるよう努めます。

5) 苦情、要望等への対応

諸方から日常的にいただく「苦情・要望」に対して真摯に前向きに受け止め、しっかりと分析検証の上事業の運営や利用者への支援に生かせるよう努めます。

3)の「ヒヤリ・ハット」事案とともに苦情解決事業第三者委員の指導、支援を受け業務遂行上の教訓とし、事業運営、利用者支援に反映させます。

6) 防災、防犯の取り組み

定期にあるいは随時に火災、洪水、地震等を想定した避難訓練や利用者への学習を実施し、万が一の

場合に備えます。又、食物や飲料水等を各事業所が日常的に備蓄し災害避難時に備えます。

夜間、休日等の建物の戸締り、施錠を確実に実施し、又、昼間の不審者等への対応訓練をまずは職員から実施し、防犯対策とすることで利用者の安全を守ります。

法人・施設の経営、運営に関する基本方針

- 1) この先の法人、施設、事業所の経営や運営を展望して、法令を遵守し、法人内の管理体制を整備、強化します。
- 2) 計画的、合理的な経営、運営体制を構築、整備し業務の適正な執行に努めます。
- 3) 特に管理的立場にある職員の「経営感覚」を醸成し、又必要な知識等の取得機会を設定して将来の適切な法人経営、運営に備えます。
- 4) そのため法人の組織体制や各種会議のあり方等を常に見直し、改善に努めます。
- 5) これまでと同様、民主的な経営、運営に徹します。各施設の家族会、後援会、法人役員、評議員さらには職員達と諸情報を共有し、共通の認識を基礎とした経営、運営をすすめます。
- 6) 同業他法人、組織、団体等との共同活動やソーシャルアクション、学習、研修会等に積極的に参画、参加し全体的な障害者福祉の向上のために注力します。

平成30年度各種事業の具体的計画（案）

- 1) 堺みなみ（多機能型事業所）の「就労継続支援 B 型事業」廃して「生活介護事業」に統合します。近年、利用者の高齢化や重度化が一層進み、利用者の心身の変化に応じた職員の支援内容に大きな変化がみられるようになりました。
利用者への全般的な身体介護支援や見守り、通院同行支援等が急速に増加しています。加えて新規の利用者の重度化も顕著です。
このような現況で一定のしかもより高い工賃支払いを求められる就労継続支援事業の継続はきわめて厳しいもので実際の利用者のニーズにはそぐわないものとなっています。
現在14名のB型利用者は全員「生活介護」の利用要件を満たしており、この際、堺みなみを単一事業所（生活介護のみ）に変更することにしました。
とはいえ、利用者の「働きたい、給与を得たい」という要求には従来通りに応え、厳しい環境の中にあっても生活介護事業を通じてより高い工賃を目指すことに変わりありません。
利用者の障害支援区分をもとに、複数の生活介護グループを編成することにより施設全体の報酬に大きな変化は生じない見込みです。
- 2) 各種の備品、物品を更新整備します。
法人本部事務局に設置するサーバ機の機能が低下してきました。大事に至る前に新規に交換整備し法人、各事業所間のネットワークに必要な設定に関して万全を期します。又、各施設から要望のある利用者の送迎用車輛の更新整備にも取り組みます。この際、民間の助成団体等の助成を可能な限り求めます。
- 3) 新ショートステイうてなを開所します。
現在、「ライフサポートかぎろひ」の右側面、残余地に建設中の「新ショートステイうてな」が6月末に竣工予定です。移設、新築の当初の目的の通り、ショートステイ機能の拡充を実現し、より多くの、しかも障害の重い人達の利用の促進を図ります。7月1日の開所を目指します。

4) 現ショートステイうてなのグループホームへの転用をすすめます。

法人内の利用者、家族の多くの切実なニーズを受けて、新ショートステイうてなの竣工後、現ショートステイうてなのグループホーム（利用定員8名の予定）への転用の手続き、改装工事を開始します。今年度中の完成入居を目指します。グループホームの居室面積基準が現ショートステイうてなの各居室面積を超えるため、又、浴室を2カ所設置しなければならないこともあってグループホームとしての利用定員は8名の予定です。

5) わららか草部の建物内外の大規模修繕を実施します。

わららか草部は施設創設（平成14年11月1日）後、まる15年の歳月を経ました。経年劣化による建物内外の損傷が顕著になってきています。かねて、懸案の大規模修繕に取り組むべく平成29年の年末に堺市に対し国庫補助申請をすませています。

堺市の採択を受け、その後の国の補助決定（8月頃）があればすみやかに工事の手続き等を開始する予定です。

6) わららか草部の空調設備の更新整備を行います。

わららか草部の欠くことのできない重要な空調設備の機能が建物と同様に経年劣化により大きく損なわれています。すでに利用者の活動に影響する系統の空調設備は室外機の水漏れ損傷により、特に冷房機能が全失です。今夏をむかえるまでの間に該当系統の空調設備の更新整備からとりかかり、年次的にすべての系統の更新を計画しています。なお、整備費用は自己資金を見込んでいます。この整備まで大規模修繕のメニューに含めると金額が過大になり、堺市での採択そのものが困難になる、との市の事前説明、調整を受け、空調設備については自己資金を充当することにしました。

7) 地域公益活動（事業）に取り組めます。

社会福祉法の改正により、社会福祉法人の責務と位置づけられた「地域公益活動（事業）」。今年度中には取り組みのための検討会を立ち上げ、何をどのように実施するか、等、具体の計画案づくりと予算化等、実際の取り組みにむけてすすめます。

8) 大阪しあわせネットワークへの参画を継続します。

大阪府社会福祉協議会に加入する多数の社会福祉法人が参画し活動する地域貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に今年度も続けて参画します。府内他法人に伍して経済的に困窮する府民への社会福祉法人としての経済的支援に取り組めます。

昨年度中に2件の相談がわららか草部に寄せられましたが、そのうち1件については相談者のニーズに応じて適切に対応することができました（1件は相談のとり下げ）。

9) 堺市障害者緊急時対応事業への参画を継続します。

平成29年度から安心コールセンター事業の後継事業として、又、地域生活支援拠点のひとつの機能（堺市の位置づけ）に位置付けられた堺市障害者緊急時対応事業を今年度も受託します。夜間、休日の利用者家族の緊急事態の発生にすみやかに対応し、利用者、家族の安心、安全の暮らしを支援します。

10) 「自立生活援助事業」に取り組めます。

障害者総合支援法の改正、事業追加により今年度から事業化される障害者の「自立生活援助事業」に取り組めます。

本事業は入所施設や病院を退所、退院した障害者がスムーズな地域生活に移行、定着できるよう、一定の期間専門的スタッフが生活の支援を実施する事業ですが、対象障害者はひとり暮らしや家族

との同居者であっても家族の適切な援助を受けることが困難な人達も含まれます。

当法人には対象となる利用者が何人もおられるためこの事業を活用しできる限り豊かな地域生活を支えることができると考えています。制度の詳細に注目しつつ取り組みにむけての検討をすすめます。

1 1) 「コンサート」の実施について検討をすすめます。

平成29年度中の理事会において高い評価をいただいた「コンサート」の取り組みについてその時期、規模、内容等、鋭意に検討をすすめます。

1 2) 日中活動支援事業所の新規整備について検討をはじめます。

かねてから当法人には多数の通所ニーズが寄せられています。平成26年4月の「ケアスペースつむぎ」の開設により、若干のあらたなニーズに対応することができましたが、以来、応えることができないままに今日に至っています。

第2次中・長期事業計画検討委員会においてあらためて日中活動支援事業所の新規整備の必要性が求められたところです。ショートステイの新築拡充、現ショートステイのグループホームへの転用の取り組みが実現する次年度以降の整備計画について、今年度から具体的な検討をはじめます。

1 3) 堺みなみの建て替えについての検討をはじめます

今年度、創設後34年(7月1日)を迎える「堺みなみ」です。鉄筋コンクリート造りの頑強な建物であるとはいえ、少しずつ耐用年数の限界が近づいてきました。これまでの間、外壁、屋上の塗装、防水工事、建物内の修理、修繕、増改築、諸設備の更新等、国の制度を活用してリニューアルを繰り返してきていますが、建物本体の耐用について着目すべき時期になってきました。鉄筋コンクリートの建物は一般的にはおおむね40年~45年の耐用年数とされています。近い将来の建替えを視野に、検討をはじめることになります。たくさんの方々課題があるため、今年度から少しずつ検討を初めてゆきたいと考えています。

1 4) 非常勤職員の無期雇用(期間の定めのない雇用契約)への転換申込みに着実に対応します。

平成25年4月1日付の労働契約法の改正、施行により、平成30年度から一定の要件を満たす有期契約雇用職員の無期雇用契約職員への申込みがはじまります。(実際の無期転換は31年度から)。全非常勤職員にこの旨を周知し、無期雇用転換を希望する職員の申込みに着実に対応します。

1 5) その他下記の取り組みを一層すすめます

①法人の広報活動の一層の充実(法人広報委員会)

②虐待防止及び利用者の人権尊重、権利擁護に関する一層の強化(法人虐待防止委員会、虐待防止受付担当者会議)

③職員研修の一層の強化、充実(法人職員、研修委員会)

④防災対策、防犯対策の継続的取り組みと諸準備の具体化(法人防災、防犯対策委員会)

以上